

令和8年度事業計画書

目 次

頁

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 公益目的事業（実施事業等会計） | 3 |
| | （1） 航路標識の人材育成事業 | 3 |
| | ① V T S人材育成協力プロジェクト | 3 |
| | ② A to N人材育成協力プロジェクト | 4 |
| | （2） 航路標識の標準化に関する調査研究 | 4 |
| | （3） 許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業 | 4 |
| | （4） 航路標識に関する周知・啓蒙普及事業 | 4 |
| 2 | 共益目的事業（受託事業：その他会計） | 5 |
| | （1） 航路標識の保守点検事業 | 5 |
| | （2） 航路標識の調査事業 | 5 |
| | ① 国内関係事業 | 5 |
| | ② 国際関係事業 | 5 |

1 公益目的事業（実施事業等会計）

（1） 航路標識の人材育成事業

① V T S人材育成協力プロジェクト

近年、東南アジア諸国では、経済発展に伴い物流拠点となる港湾等のインフラ整備が急ピッチで進められており港湾利用が活発になるのに従って当該港湾及びその周辺海域での海上交通の複雑化・輻輳化が進み新たな航行安全対策導入の必要性も生じている。

このような背景のもと海上における人命の安全のための国際条約（S O L A S条約：The International Convention for the Safety of Life at Sea）において航行安全対策の一つとして位置付けられている船舶通航支援等業務（V T S :Vessel Traffic Services）の導入が東南アジア地域においても重要視され、増加、活発になってきており、「V T S」の先進国である我が国に対し東南アジア諸国連合（A S E A N : Association of South - East Asian Nations）等、複数国から「V T S」の供与や「V T S」運用に関する人材育成についての支援要請が寄せられるようになった。

当協会は、V T S人材育成について日・A S E A N交通連携プログラムのもと主要な管理・実施主体としてマレーシアに設立した「A S E A N地域訓練センター」において、第1次プロジェクトを平成28(2016)年3月から2か年、第2次プロジェクトを平成30(2018)年4月から2か年、第3次プロジェクトを令和2(2020)年3月から始めたが新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって中断、令和4(2022)年8月再開、同年12月終了、第4次プロジェクトを令和5(2023)年10月～11月に実施している。

A S E A N諸国からの更なるV T S運用官研修の継続要望を踏まえ、過去に実施した第1次～第4次プロジェクトのフォローを図りつつ令和6(2024)年度から新たに国際協力機構（J I C A : Japan International Cooperation Agency）による課題別研修「海上交通安全（国際認定V T S管制官）」を実施しており、最終年度の令和8(2026)年度は、令和7(2025)年度と同様に実施する計画である。

② AtoN人材育成協力プロジェクト

東南アジア各国における経済発展に伴って船舶交通の活発化が進展する南シナ海や各国港湾では、国際基準に準拠した航路標識（Aids to Navigation:以下 AtoN）の維持管理が求められている。

当協会は、従来から船舶交通の安全確保及び効率性の向上並びに海洋環境の保全に資することを目的として国際航路標識機関（IALA）の能力向上支援実施部門である WWA（WORLD-WIDE ACADEMY）の評議委員会に参画し、国際的な AtoN 要員の教育訓練体制構築に関する調査研究等を行ってきており、今後も ASEAN 諸国を対象とした AtoN 人材育成プロジェクトの実現に向けて海上保安庁など関係機関と検討・調整を行う。

（2） 航路標識の標準化に関する調査研究

航路標識機器認定のための航路標識機器の基準・試験方法等に資するため I A L A 技術委員会に参加するとともに航路標識関係事業者等と連携して標準化に関する調査研究を行う。

（3） 許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業

当協会は、継続事業として海上保安庁長官の許可を得て設置する標識（許可標識）及び海上保安庁長官の設置に関する許可を要しない標識（簡易標識）に使用する灯器の性能等について認定を行っており、許可標識用灯器に合格し認定された灯器について、当該灯器メーカーの要請に応じ代理人として、当該灯器の性能等を付して海上保安庁長官が定める用品の型式指定に関する申請等の事務を行う。

（4） 航路標識に関する周知・啓蒙普及事業

海上保安庁、地方公共団体、公益社団法人燈光会、当協会の賛助会員等と協力し、灯台ワールドサミット等において航路標識に関する周知・啓蒙を図るとともに、当協会のホームページ等も通じて更なる周知・啓蒙を行う。

2 共益目的事業（受託事業：その他会計）

（1） 航路標識の保守点検事業

地方公共団体、一般企業等の航路標識管理者からの委託を受け航路標識の保守・点検事業を行う。

（2） 航路標識の調査事業

① 国内関係事業

- ・国内事業として、海上保安庁、地方公共団体、一般企業等からの委託を受け既存航路標識の機能回復及び再配置計画並びにレーダー局設置に関する電波干渉調査等の航路標識の調査事業を行う。
- ・会員企業と連携して高機能封孔塗料の性能に関する調査研究を行い、実地評価を経た結果を航路標識の長寿命化や太陽光発電効率の向上策として海上保安庁等に提案するとともに、航路標識維持管理に関する技術をIALAで発表することも念頭に結果をとりまとめる(年度内目途)。

② 国際関係事業

- ・わが国の無償資金によって令和5(2023)年8月から実施しているサイアム湾に面するカンボジアシアヌークビル港湾公社に対する経済社会開発援助の一環であるVTS施設整備の調査設計業務について、現地業者の局舎整備及び日本メーカーによるVTS設備整備並びにVTSアンテナタワー設置整備に関する監理監督業務を継続実施する（令和9(2027)年3月完工予定）。
- ・インド・太平洋地域における輻輳化が進む物流の基幹港湾やその周辺海域のVTS,航路標識整備などに関する事業について、関係機関や賛助会員からの要請に応じ積極的に対応する。
- ・会員企業や関係団体と連携して低軌道衛星から航路標識の監視等を行う調査研究を行い、国際的な事業化の可能性を検討する。
- ・(一財)運輸総合研究所、(公財)マラッカ海峡協議会等の関係団体と連携し、航路標識や航行安全に関する海外調査等の実施に対応する。